

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十四号）新旧対照表（第一条関係）

(新)

第一条から第十一条まで 略

(入所申込者等に対する説明等)

第十二条 略

2 略

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第六項に規定するところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

一 略

二 ~~電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十五条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに第一項の重要事項を記録したものを交付する方法~~

4 から 6 まで 略

第十三条から第三十四条まで 略

(電磁的記録等)

第三十五条 軽費老人ホームは、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が

(旧)

第一条から第十一条まで 略

(入所申込者等に対する説明等)

第十二条 略

2 略

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第六項に規定するところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

一 略

二 ~~磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物~~

~~をもつて調製するファイルに第一項の重要事項を記録したものを交付する方法~~

4 から 6 まで 略

第十三条から第三十四条まで 略

(電磁的記録等)

第三十五条 軽費老人ホームは、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が

記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

により行うこ

とができる。

2 略

附 則 略

記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 略

附 則 略

(新)

目次 略

第二章 略

第二章 訪問介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第五条から第八条まで 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第九条 略

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 略

二 ~~電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百五十七条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法~~

3 から5まで 略

第十条から第四十条まで 略

(旧)

目次 略

第二章 略

第二章 訪問介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第五条から第八条まで 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第九条 略

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 略

二 ~~磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物~~
をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 から5まで 略

第十条から第四十条まで 略

第二節及び第三節 略

第三章から第十三章まで 略

第十四章 雑則

(電磁的記録等)

第二百五十七条 指定居宅サービス事業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行ふことが規定されている又は想定されるもの(第十二条第一項(第四十条の三、第四十五条、第五十五条、第五十八条、第七十三条、第八十二条、第九十条、第百三条、第百五条、第百二十四条、第百三十四条、第百五十五条(第百六十七条において準用する場合を含む。)、第百六十七条の三、第百七十三条、第百八十九条(第二百一条において準用する場合を含む。)、第二百二十一条、第二百三十一条、第二百四十四条、第二百四十六条及び第二百五十六条において準用する場合を含む。)及び第二百八条第一項(第二百三十一条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

により行ふことがで

きる。

2 略

附 則 略

第二節及び第三節 略

第三章から第十三章まで 略

第十四章 雑則

(電磁的記録等)

第二百五十七条 指定居宅サービス事業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行ふことが規定されている又は想定されるもの(第十二条第一項(第四十条の三、第四十五条、第五十五条、第五十八条、第七十三条、第八十二条、第九十条、第百三条、第百五条、第百二十四条、第百三十四条、第百五十五条(第百六十七条において準用する場合を含む。)、第百六十七条の三、第百七十三条、第百八十九条(第二百一条において準用する場合を含む。)、第二百二十一条、第二百三十一条、第二百四十四条、第二百四十六条及び第二百五十六条において準用する場合を含む。)及び第二百八条第一項(第二百三十一条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その

他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行ふことがで

きる。

2 略

附 則 略

(新)

目次 略

第一章及び第二章 略

第三章 介護予防訪問入浴介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第四十八条から第五十条まで 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第五十条の二 略

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 略

二 ~~電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百五十二条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法~~

3 から5まで 略

第五十条の三から第五十六条まで 略

第二節及び第三節 略

(旧)

目次 略

第一章及び第二章 略

第三章 介護予防訪問入浴介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第四十八条から第五十条まで 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第五十条の二 略

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 略

二 ~~磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物~~
をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 から5まで 略

第五十条の三から第五十六条まで 略

第二節及び第三節 略

第四章から第十三章まで 略

第十四章 雑則

(電磁的記録等)

第二百五十二条 指定介護予防サービス事業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第五十条の五第一項（第六十条、第七十二条、第八十二条、第九十一条、第一百八条、第三百六条（第百五十二条において準用する場合を含む。）、第百五十七条の三、第百六十三条、第百七十三条（第百八十八条において準用する場合を含む。）、第二百八条、第二百二十四条、第二百三十七条、第二百四十一条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。）及び第二百条第一項（第二百二十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

により行うことが

きる。

2 略

附 則 略

第四章から第十三章まで 略

第十四章 雑則

(電磁的記録等)

第二百五十二条 指定介護予防サービス事業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第五十条の五第一項（第六十条、第七十二条、第八十二条、第九十一条、第一百八条、第三百六条（第百五十二条において準用する場合を含む。）、第百五十七条の三、第百六十三条、第百七十三条（第百八十八条において準用する場合を含む。）、第二百八条、第二百二十四条、第二百三十七条、第二百四十一条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。）及び第二百条第一項（第二百二十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その

他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことが

きる。

2 略

附 則 略

(新)

目次 略

第一章 略

第二章 人員、設備及び運営に関する基準

第四条から第六条まで 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第七条 略

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項に規定するところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 略

二 ~~電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十六条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法~~

3から5まで 略

第八条から第四十三条まで 略

第三章 略

第四章 雑則

(旧)

目次 略

第一章 略

第二章 人員、設備及び運営に関する基準

第四条から第六条まで 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第七条 略

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項に規定するところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 略

二 ~~磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物~~
をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3から5まで 略

第八条から第四十三条まで 略

第三章 略

第四章 雑則

2 略

附 則 略

(電磁的記録等)

第五十六条 指定介護老人福祉施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

により行うことができる。

2 略

附 則 略

(電磁的記録等)

第五十六条 指定介護老人福祉施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(新)

目次 略

第一章 略

第二章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

第三条から第六条まで 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第七条 略

2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項に規定するところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 略

二 ~~電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十五条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法~~

3から5まで 略

第八条から第四十二条まで 略

第三章 略

第四章 雑則

(旧)

目次 略

第一章 略

第二章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

第三条から第六条まで 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第七条 略

2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項に規定するところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 略

二 ~~磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物~~
をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3から5まで 略

第八条から第四十二条まで 略

第三章 略

第四章 雑則

(電磁的記録等)
第五十五条 介護老人保健施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

により行うことができる。

2 略
附 則 略

(電磁的記録等)
第五十五条 介護老人保健施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 略
附 則 略

(新)

目次 略

第一章 略

第二章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

第三条から第六条まで 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第七条 略

2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項に規定するところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

一 略

二 ~~電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十五条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法~~

3 から 5 まで 略

第八条から第四十二条まで 略

第三章 略

第四章 雑則

(旧)

目次 略

第一章 略

第二章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

第三条から第六条まで 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第七条 略

2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項に規定するところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

一 略

二 ~~磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物~~
をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 から 5 まで 略

第八条から第四十二条まで 略

第三章 略

第四章 雑則

2 略

附 則 略

(電磁的記録等)

第五十五条 介護医療院は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

により行うことができる。

2 略

附 則 略

(電磁的記録等)

第五十五条 介護医療院は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

岐阜県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年岐阜県条例第十七号）新旧対照表（第七条関係）

（新）

第一条から第十四条まで 略

（入居申込者に対する説明、契約等）

第十五条 略

2から6まで 略

7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第九項に規定するところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第二項に規定する事項（以下この条において「重要事項等」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

一 略

二 ~~電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）を~~
もつて調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

8から10まで 略

第十六条から第三十二条まで 略

附 則 略

（旧）

第一条から第十四条まで 略

（入居申込者に対する説明、契約等）

第十五条 略

2から6まで 略

7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第九項に規定するところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第二項に規定する事項（以下この条において「重要事項等」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

一 略

二 ~~磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物~~

を
もつて調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

8から10まで 略

第十六条から第三十二条まで 略

附 則 略